

厚生労働省和歌山労働局発表  
令和2年10月5日

担 当	厚生労働省 和歌山労働局
	雇用環境・均等室
	監理官 福田 真二
	室長補佐 太田 順吾
	電話 073 (488) 1170
	FAX 073 (475) 0114

## 「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」 を開設しました。

男女雇用機会均等法では、妊娠中・出産後1年以内の女性労働者が保健指導・健康診査の際に主治医や助産師から指導を受け、事業主に申し出た場合に、その指導事項を守ることができるようにするために事業主は必要な措置を講じなければならないとされております（母性健康管理措置）。

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、妊娠中の女性労働者が職場の作業内容等によって、新型コロナウイルスへの感染のおそれによる不安や心理的ストレスを抱える場合があります。このため、こうした方が、母体または胎児の健康保持に影響があるとして主治医や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合にも、事業主は、この指導に基づいて必要な措置を講じなければならないとされております（男女雇用機会均等法に基づく指針（告示）、適用期間：令和2年5月7日～令和3年1月31日）。

和歌山労働局（局長 池田真澄）では、令和2年10月1日より、「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」を開設し、妊娠中の女性労働者が保健指導又は健康診査を受けるための時間の確保、医師等からの指導事項を守ることができるようにするための措置に関して、妊娠中の女性労働者や企業からの相談に対応することとします。

### 【取組概要】

#### 「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」の開設（別添1）

期 間	令和2年10月1日（木）～令和3年1月31日（日）
相談窓口	和歌山労働局雇用環境・均等室 （TEL）073-488-1170 和歌山市黒田二丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎4階
受付時間	8時30分～17時15分 ※土日祝除く

（添付資料）

- 1 新型コロナウイルス感染症についてお困りの方は「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」にご相談ください！（リーフレット）
- 2 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置について（リーフレット）

働く妊婦の皆様へ

新型コロナウイルス感染症についてお困りの方は

「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」にご相談ください！

新型コロナウイルス感染症への感染について、不安やストレスを感じたり、通勤や働き方でお悩み、お困りの妊婦の方は、「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」にご相談ください。

在宅勤務や時差通勤が  
できないかな。

多くのお客さんと  
接する仕事なので、  
感染が不安。

主治医 から休業が  
必要と診断された。  
会社にどう伝えれ  
ばいいんだろう。

休業中の給与は  
支給されるのかな？  
できれば有給で  
お休みしたい。

母性健康管理措置、  
母健（ぼけん）カードって  
なに？

会社に休業を申し出たら、  
退職を勧められた。  
働き続けたいのに、  
どうすればいいのか。

働く妊婦の皆さまへの具体的な支援  
の内容は、裏面に！ ▶▶▶

▶▶ 母性健康管理措置等に係る特別相談窓口

## 和歌山労働局 母性健康管理措置等に係る特別相談窓口

【電話相談】 073-488-1170（雇用環境・均等室）

【来局相談】 和歌山市黒田二丁目3番3号  
和歌山労働総合庁舎4階 雇用環境・均等室

【受付時間】 平日8時30分～17時15分（閉庁時刻）

※時間をかけて、丁寧にご相談に対応しています。できるだけお早めにお電話またはご来庁ください。

## ●ご存知ですか。働く妊婦の方のための男女雇用機会均等法●

**!** 新型コロナウイルス感染症に関しては、**感染のおそれによる心理的なストレスが母体の健康に影響**することが考えられ、**医師等の指導**を受けたら、**企業に申し出て、次のような措置が受けられます。**

※新型コロナウイルスに関する措置の対象期間は、令和3年1月31日までです。

作業の制限／在宅勤務／休業／時差通勤／勤務時間の短縮 等

**!** **妊娠・出産や上記の措置を求めたこと等を理由とする次のような不利益取扱いは禁止**されています。

解雇／退職の強要／契約更新がされない／正社員からパートへの転換強要 等

**!** 新型コロナウイルス感染症に関する措置として、**妊婦の方が休業する場合、有給の休暇制度を整備して与えた企業に対する助成金**があります。  
妊婦の方が**安心して休暇を取得し、出産後も活躍できる職場環境を整備**するものです。

詳しくは、表面の特別相談窓口にお気軽にお電話ください!!▶▶▶

## ▶▶母健連絡カード（母性健康管理指導事項連絡カード）とは

表

裏

母健連絡カード（母性健康管理指導事項連絡カード）は、厚生労働省ホームページや「女性にやさしい職場づくりナビ」からダウンロードできます。また、ほとんどの母子健康手帳にも様式が記載されています。



▲職場における妊娠中の女性労働者等への配慮について (厚生労働省HP)



▲女性にやさしい職場づくりナビ

働く妊婦・事業主のみなさまへ

# 新型コロナウイルス感染症に関する 母性健康管理措置について



新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、働く妊婦の方は、職場の作業内容等によって、新型コロナウイルス感染症への感染について不安やストレスを抱える場合があります。

こうした方の母性健康管理を適切に図ることができるよう、**男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理上の措置として、新型コロナウイルス感染症に関する措置を新たに規定**しました。

## ▶▶母性健康管理措置とは

- 男女雇用機会均等法により、妊娠中・出産後1年以内の女性労働者が保健指導・健康診査の際に主治医や助産師から指導を受け、事業主に申し出た場合、その指導事項を守ることができるようにするために必要な措置を講じることが事業主に義務付けられています。

## ▶▶新型コロナウイルス感染症に関する措置について

- 妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業等における**新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響**があるとして、**主治医や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主は、この指導に基づいて必要な措置を講じなければなりません。**
- 本措置の対象期間は、**令和2年5月7日～令和3年1月31日**（※）です。

（※）新型インフルエンザ等対策特別措置法において新型コロナウイルス感染症を適用対象とする暫定措置の期限を踏まえて設定

指導の例：感染のおそれが低い作業への転換又は出勤の制限（在宅勤務・休業）

主治医等から指導があった場合、指導事項を的確に伝えるため**母健連絡カード**（**母性健康管理指導事項連絡カード**）を書いてもらい、事業主に提出しましょう。

事業主は**母健連絡カードに記載された主治医等の指導に基づき、適切な措置を講じなければなりません。**

母性健康管理措置には、他にも、以下のような措置があります。

- 妊娠中の通勤緩和
- 妊娠中の休憩に関する措置
- 妊娠中又は出産後の症状等に関する措置（作業の制限、勤務時間の短縮、休業等）

このほか、妊娠中の女性労働者は、時間外、休日労働、深夜業の制限等について、主治医等からの指導がなくても請求できます（労働基準法）。

働く女性の妊娠・出産をサポートするサイト  
「女性にやさしい職場づくりナビ」

<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>

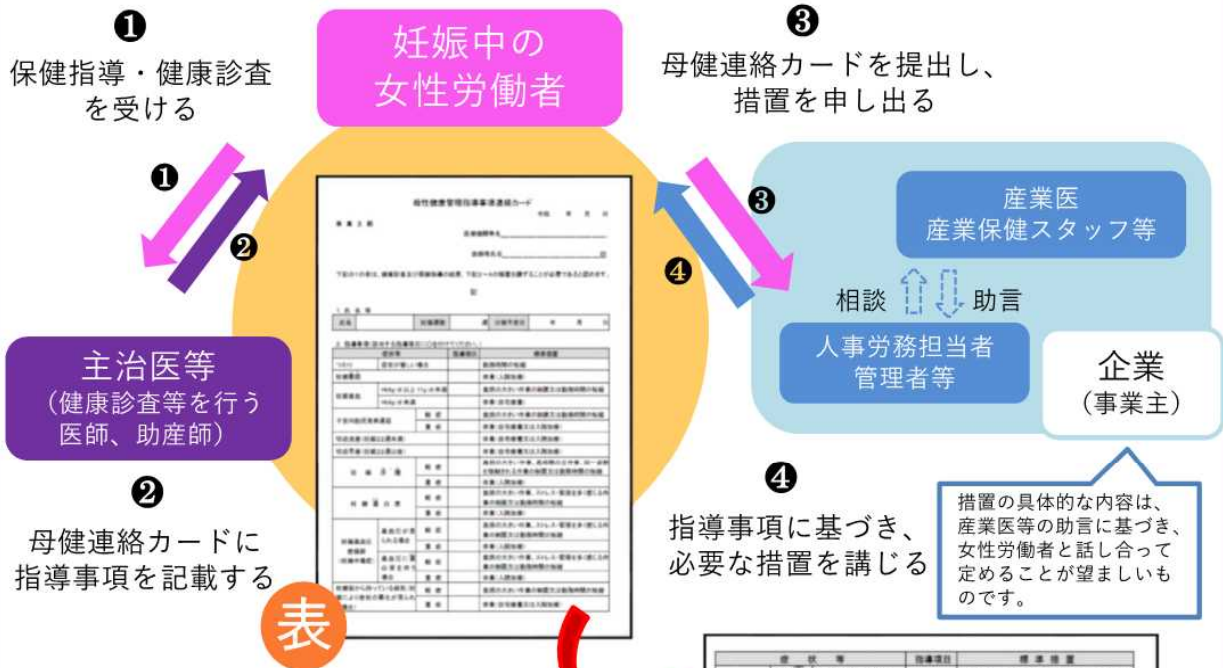


職場における妊娠中の女性労働者等への  
配慮について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11067.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html)



# 新型コロナウイルス感染症に関する 母健連絡カードの活用方法



新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置が必要な場合には、主治医等がカード裏面の「特記事項」の欄に指導内容を記入します。

(記入例)  
新型コロナウイルス感染症の感染のおそれの低い作業への転換又は出勤の制限（在宅勤務・休業）の措置を講じること。

状況	指導項目	標準措置
妊娠前	産後が早い場合	長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業の制限又は機になる等の措置
	産後が遅い場合	長時間の立作業、同一姿勢のかかる作業、同一姿勢を強制される作業の制限
妊娠中に かかりやすい 病気	軽症	長時間の立作業、同一姿勢を強制されることのできない作業、同一場所での作業の制限
	重症	休業(人別指導)
多胎妊娠(胎)	軽症	必要に応じ、長時間の立作業の制限又は勤務時間の短縮
	重症	多胎で特殊な例又は立胎以上の場合、特に慎重な管理が必要
産後の回復不全	軽症	長時間の立作業の制限又は勤務時間の短縮
	重症	休業(自宅療養)

指導事項と異なる措置が必要である等の特記事項があれば記入してください。

3. 上記以外の措置が必要な期間  
[措置の予定期間に○を付けてください。]  
1. 週間: 月 日 ~ 月 日  
2. 月間: 月 日 ~ 月 日  
3. 年間: 月 日 ~ 月 日  
その他( ):

4. その他の指導事項  
[措置が必要である場合は○を付けてください。]  
1. 妊娠中の通勤経路の措置  
2. 妊娠中の休憩に関する措置

【記入上の注意】  
(1) 「3. その他の指導事項」の「妊娠中の通勤経路の措置」欄には、交通機関の混雑状況及び帰省経路の状況にかかわらず、措置が必要となる場合は、○を記入してください。  
(2) 「4. その他の指導事項」の「妊娠中の休憩に関する措置」欄には、作業の状況及び帰省経路の状況にかかわらず、休憩に関する措置が必要となる場合は、○を記入してください。

指導事項を守るための措置申請書

上記のとおり、医師等の指導事項に基づき措置を申請します。

令和 年 月 日 所 属 \_\_\_\_\_

事業主 氏 名 \_\_\_\_\_

▶▶ 母健連絡カードは、厚生労働省ホームページや「女性にやさしい職場づくりナビ」からダウンロードできます。また、ほとんどの母子健康手帳にも様式が記載されています。

- 男女雇用機会均等法により、母性健康管理措置を求めたことやこれを受けたことを理由とする解雇等不利益取扱いは禁止されています。
- また、職場におけるいわゆるマタニティハラスメントには、母性健康管理措置を求めたことやこれを受けたこと等を理由とするものも含まれ、事業主にはこれを防止するための措置を講じることが義務付けられています。
- 母性健康管理措置を講じてもらえない等の御相談は、以下へお願いします。

厚生労働省都道府県労働局雇用環境・均等部(室)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>



裏

# 母性健康管理指導事項連絡カード

令和 年 月 日

事業主 殿

医療機関等名 .....

医師等氏名 ..... 印

下記の1の者は、健康診査及び保健指導の結果、下記2～4の措置を講ずることが必要であると認めます。

## 記

### 1. 氏名等

氏名		妊娠週数	週	分娩予定日	年	月	日
----	--	------	---	-------	---	---	---

### 2. 指導事項(該当する指導項目に○を付けてください。)

症状等		指導項目	標準措置
つわり	症状が著しい場合		勤務時間の短縮
妊娠悪阻			休業(入院加療)
妊娠貧血	Hb9g/dl 以上 11g/dl 未満		負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
	Hb9g/dl 未満		休業(自宅療養)
子宮内胎児発育遅延	軽 症		負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
	重 症		休業(自宅療養又は入院加療)
切迫流産(妊娠22週未満)			休業(自宅療養又は入院加療)
切迫早産(妊娠22週以後)			休業(自宅療養又は入院加療)
妊 娠 浮 し 腫	軽 症		負担の大きい作業、長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業の制限又は勤務時間の短縮
	重 症		休業(入院加療)
妊 娠 蛋 白 尿	軽 症		負担の大きい作業、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限又は勤務時間の短縮
	重 症		休業(入院加療)
妊娠高血圧症候群 (妊娠中毒症)	高血圧が見られる場合	軽 症	負担の大きい作業、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限又は勤務時間の短縮
		重 症	休業(入院加療)
	高血圧に蛋白尿を伴う場合	軽 症	負担の大きい作業、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限又は勤務時間の短縮
		重 症	休業(入院加療)
妊娠前から持っている病気(妊娠により症状の悪化が見られる場合)	軽 症		負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
	重 症		休業(自宅療養又は入院加療)

症 状 等		指導項目	標 準 措 置
妊娠中にかかりやすい病気	静脈瘤 <sup>じけつしゅ</sup>	症状が著しい場合	長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業の制限又は横になっての休憩
	痔 <sup>じ</sup>	症状が著しい場合	
	腰痛症	症状が著しい場合	長時間の立作業、腰に負担のかかる作業、同一姿勢を強制される作業の制限
	ぼうこうえん 膀胱炎	軽 症	負担の大きい作業、長時間作業場所を離れることのできない作業、寒い場所での作業の制限
重 症		休業(入院加療)	
多胎妊娠(胎)			必要に応じ、負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮 多胎で特殊な例又は三胎以上の場合、特に慎重な管理が必要
産後の回復不全		軽 症	負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
		重 症	休業(自宅療養)

標準措置と異なる措置が必要である等の特記事項があれば記入してください。

--

3. 上記2の措置が必要な期間  
(当面の予定期間に○を付けてください。)

1週間( 月 日 ~ 月 日)	
2週間( 月 日 ~ 月 日)	
4週間( 月 日 ~ 月 日)	
その他( )	

4. その他の指導事項  
(措置が必要である場合は○を付けてください。)

妊娠中の通勤緩和の措置	
妊娠中の休憩に関する措置	

[記入上の注意]

- (1) 「4. その他の指導事項」の「妊娠中の通勤緩和の措置」欄には、交通機関の混雑状況及び妊娠経過の状況にかんがみ、措置が必要な場合、○印をご記入下さい。
- (2) 「4. その他の指導事項」の「妊娠中の休憩に関する措置」欄には、作業の状況及び妊娠経過の状況にかんがみ、休憩に関する措置が必要な場合、○印をご記入下さい。

### 指導事項を守るための措置申請書

上記のとおり、医師等の指導事項に基づく措置を申請します。

令和 年 月 日

所 属.....

氏 名.....印

事 業 主 殿

この様式の「母性健康管理指導事項連絡カード」の欄には医師等が、また、「指導事項を守るための措置申請書」の欄には女性労働者が記入してください。